

令和3年4月2日

関係者各位

一般財団法人長野県剣道連盟
会長 加瀬 浩明
(公印省略)

長野県「新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」発令に伴う
行事開催の扱いの改定について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年11月4日付で、長野県が独自で定める「新型コロナウイルス感染症・警戒レベル」が修正され、それに合わせて本連盟の諸行事の開催中止及び延期、特例措置等についても11月20日付で見直し、対応して参りました。審査会はほぼ計画どおりに開催することができましたが、大会及び予選会につきましては、残念ながら予定していた行事のほとんどが中止となりました。

新型コロナウイルスの感染状況が未だ落ち着いた厳しい状況ではありますが、新年度が始まり、全国的に見ても例年どおりの行事が開催の方向に進んでいます。本連盟の新年度行事につきましても、感染状況を慎重に見極めながら計画通りに開催し、剣道の普及及び発展につなげて参りたいと存じます。

つきましては、今後の行事開催の扱いを下記のとおり見直しましたので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 開催中止または延期となる基準及び対応について（下線部が改定及び追記箇所）
 - (1) 全県において、感染警戒レベル（1～6）の「レベル5」以上が発令されたとき → **中止**
期日、会場等を変更して開催することができる場合は延期、代替行事開催
※状況により全県「レベル5」以上の発令とならなくても中止または延期となる場合もある。
 - (2) 行事開催会場が所在する圏域（保健所管轄）において、感染警戒レベルの「レベル5」以上が発令されたとき
 - ①期日、会場等を変更して開催することができる場合 → **延期または代替行事開催**
 - ②開催行事が⑦上位大会予選会を兼ねた大会 ④審査会で、期日、会場等を変更して開催することができない場合 → **予定どおり開催**
ただし、状況によりやむを得ず中止となる場合もある。
 - (3) 各支部・加盟団体の行事についても（1）（2）に準じることを原則とする。
- 2 行事参加の基準について（下線部が改定及び追記箇所）
 - (1) 居住地の圏域で感染警戒レベルの「レベル5」以上が発令されたときは、該当行事に参加することができない。ただし、感染警戒レベルが引き下げられた場合、その圏域の参加者を対象に別日に代替行事を開催する。
 - (2) (1)に関わって、代替行事開催や開催延期ができず、その行事が上位大会予選会を兼ねた大会である場合は、参加について県連に相談する。
- 3 行事参加にあたって
 - 参加者は行事開催期日 14 日前より体調を観察、その結果を「参加者確認票兼健康チェックシート」に記録し、行事当日に必ず提出する。
 - 県外在住者の参加については、行事開催期日 14 日前より県内滞在を原則とする。
- 4 行事開催に関わる連絡について
 - 上記1～3に関わる連絡は、県連 HP 掲載及び各支部・加盟団体に通知する。 以上

一般財団法人長野県剣道連盟
専務理事 塩崎 正昭
〒380-0844 長野市諏訪町 503
TEL 026-237-8939
FAX 026-235-8266